

流産等、お子さまを亡くされた方の申請について

①医療機関での胎児心拍確認後、

令和7年4月1日以降に流産・人工妊娠中絶、死産となった方

妊婦支援給付金（妊娠時・出産後）の申請が可能です



右記のQRコードからご申請ください。

※妊娠届出前に流産等となられた場合は、医師の証明書が必要になります。証明書の様式は問いません。妊婦の「住所」「氏名」「生年月日」、「胎児心拍確認日」「心拍が認められた胎児数」「流産の種類」「流産となった日」、診断した医療機関の「施設名」「所在地」「医師氏名」が含まれている必要があります。3ページ目に証明書のイメージを掲載しております。（死産届出された方は、医師の証明書は不要です）

※妊娠一回につき、一回申請できます。

※妊婦支援給付金（妊娠時）をすでに申請済みの方も、妊婦支援給付金（出産後）を申請できます。

※面談を受けていなくても申請ができます。

②令和7年4月1日以降に出産し、お子さまが亡くなられた方

1. 妊娠時の給付をまだ申請していない方

→妊婦支援給付金（妊娠時・出産後）両方の申請が可能です

2. 妊娠時の給付をすでに申請済みの方

→妊婦支援給付金（出産後）を追加で申請いただけます



右記のQRコードから健康課へお問い合わせいただいた後に、メールにて申請フォームをご案内いたします。

※面談を受けていなくても申請ができます。

③令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に

流産・人工妊娠中絶、死産となった方

出産応援ギフトの申請が可能です



右記のQRコードからご申請ください。

※妊娠届出前に流産等となられた場合は、申請時に妊娠判定を受けた医療機関の情報が必要となります。（基本的には医師の証明書は不要ですが、必要な場合はご連絡いたします。）

※妊娠一回につき、一回申請できます。

※妊婦相談（初回面談）を受けていなくても申請ができます。面談を受けた方は、面談時にご申請いただいているため申請できません。

④令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に出産して、
出生届出後にお子さまが亡くなられた方

子育て応援ギフトの申請が可能です（令和8年3月30日まで）

右記のQRコードからご申請ください。



※すくすく赤ちゃん訪問を受けていなくても申請ができます。

お子さまを亡くされた方のご相談をお受けしています。
ご希望の方は、下記の管轄保健センターへご連絡ください。

管轄保健センター	ご自宅の住所地
品川保健センター 電話:3474-2903	広町1丁目、東大井1～5丁目、南大井1～4丁目、 北品川・東品川・南品川・西品川・上大崎・大崎・ 東五反田・勝島・八潮全域
大井保健センター 電話:3772-2666	広町2丁目、東大井6丁目、南大井5～6丁目、 二葉1～2丁目、大井・西大井全域
荏原保健センター 電話:5487-1311 ※令和8年5月まで 仮移転中	二葉3～4丁目、平塚・旗の台・中延・西中延・東中延・ 荏原・小山・小山台・西五反田・戸越・豊町全域

妊婦給付認定用診断書

<受診者>

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生 (歳)

<診 断>

胎児心拍確認日 年 月 日

心拍が認められた胎児数 1 ・ 2 ・ ()

流産の種類 自然流産 ・ 人工流産

流産となった日 年 月 日

上記の通り証明します。

年 月 日

施設名

所在地

医師氏名